

H22その1:サーバ室冷却効率の最適化に係る実証実験

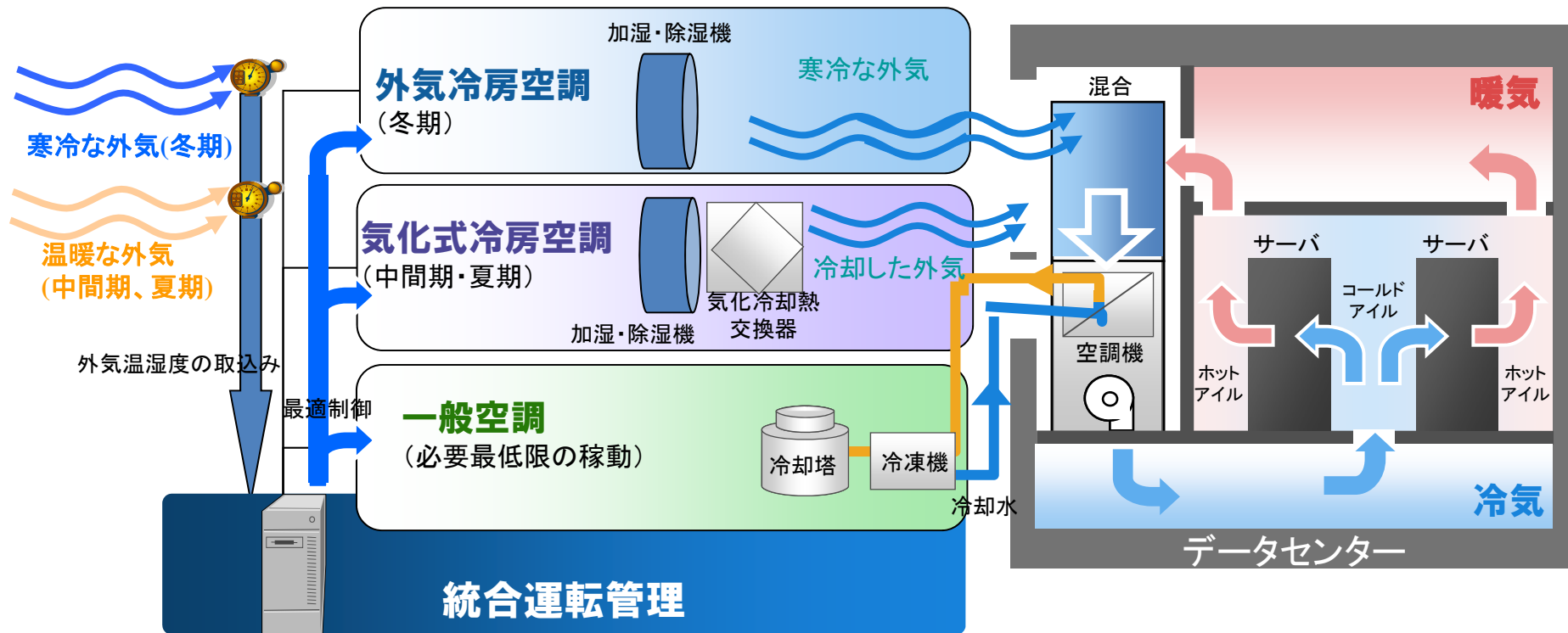
資料利5-2②

<概要>

大都市近郊の電気通信事業者局舎において、「外気冷房」、「気化式冷房」、「一般空調」による3つの空調システムを利用し、統合運転管理システムにて、自動運転での空調の最適化制御を行ない、電力消費量削減、CO2削減の効果を検証する。

<実験項目>

- ・外気変化(温度、湿度)を計測し、リアルタイムでの空調機切替運転の制御による削減効果を検証
- ・中間期、夏期、冬期における最適な空調方式の組み合わせによる削減効果を検証



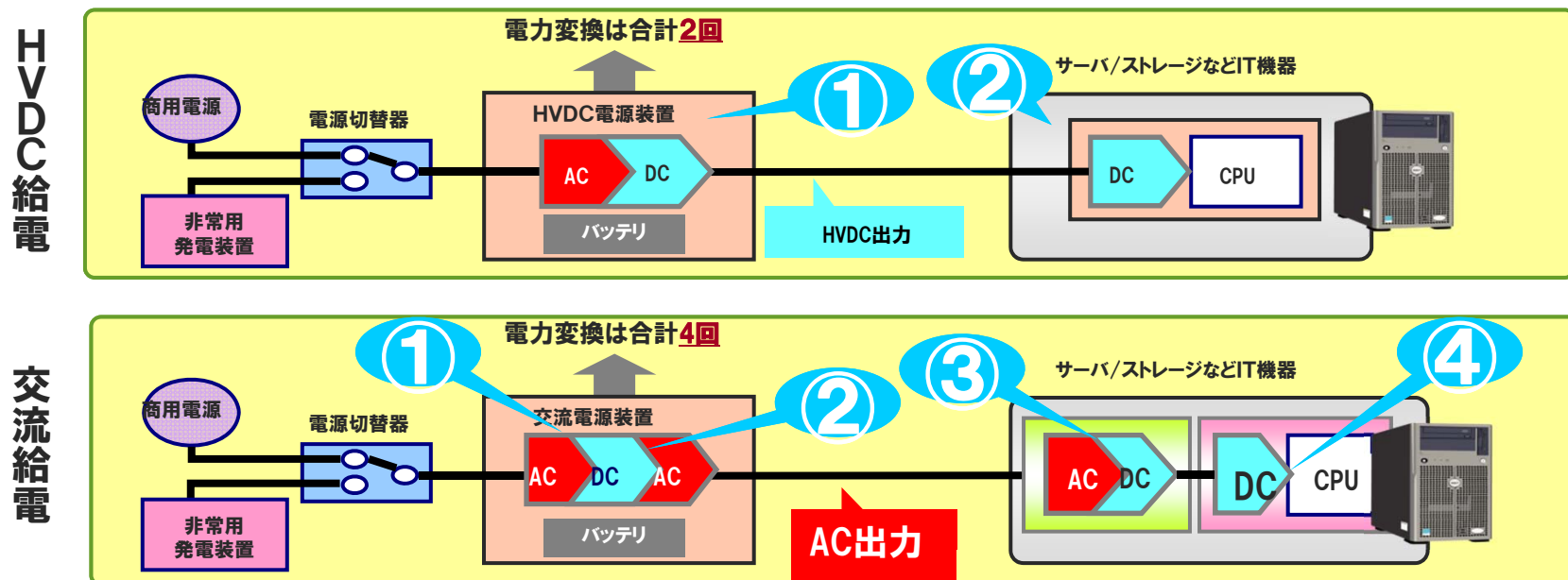
H22その2:効率的な給電システムの有効性実証実験

<概要>

直流給電システムを活用した低消費電力データセンタを構築した場合における電力消費の削減、CO2削減等の効果を検証する

<実験項目>

- ・交流電源装置と直流電源装置(HVDC)を利用した電気通信事業者のサービスの省エネ性について比較検証
- ・ICT機器電源入力部を交流・直流の2入力を設け、模擬負荷(ベンチマークソフト)で運転し省エネ性の比較検証
- ・電源設備及びICT機器を直流化することによる空調負荷の省エネ性を検証
- ・直流化による、安全性や設備の保護に関する評価



平成 年度
00-0000-0000

請 負 契 約 書

収入印紙
(2部のうち
1部のみ)

請負契約名

請負金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円也

(うち消費税及び地方消費税額 円)

上記契約を履行するにつき、

支出負担行為担当官 総務省大臣官房会計課企画官 を甲とし、

を乙として

後述の条項により契約する。

この契約を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 支出負担行為担当官 総務省大臣官房会計課企画官

乙 請負者 住 所

代表者氏名

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書及び仕様書に添付された文書等（以下「仕様書等」という。）に定める請負を納入期限までに完了し、仕様書に定める成果物（以下、「成果物」という。）を甲の指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて算出した額である。

(納入期限及び納入場所)

第3条 納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 仕様書のとおり
- (2) 納入場所 仕様書のとおり

2 乙は、前項第1号記載の納入期限までに同項第2号記載の納入場所に成果物を納入するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)又は信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社(以下「信託会社」という。)に対して債権を譲渡する場合には、この限りでない。

2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第一項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

(再委託)

第5条 乙は、本契約の全部を第三者(以下「再委託者」という。)に委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、乙は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲又は甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。

なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託者が更に再委託する場合についても同様に甲の承認を受けなければならない。

- 2 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。
- 3 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契

約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(代理人の届出)

第6条 乙は、本契約に基づく請負業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

(仕様書等の疑義)

第7条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

第2章 契約の履行

(監督)

第8条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督職員を定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。

2 甲は、監督職員を定めたとき、その職員の氏名並びに権限及び事務の範囲を乙に通知するものとする。

3 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

4 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。

5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(履行完了の届出)

第9条 乙は、履行を完了したときは、遅滞なく書面をもって甲に届けるものとする。

この場合、成果物として仕様書等において提出が義務づけられているものは、これを添えて届け出るものとする。

(検査)

第10条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により届け出を受理した日から起算して10日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙が履行を完了する前に、乙の作業場所又は甲の指示する場所で検査を行うことができる。

3 甲は、前2項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。

なお、前条の規定による届け出を受理した日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。

4 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

5 乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出するものとする。

6 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

7 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(所有権の移転)

第11条 この契約に基づく成果物の所有権は、前条に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したときに乙から甲に移転するものとする。

2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(代金の請求及び支払)

第12条 乙は、契約の履行を完了した場合において、甲の行う検査に合格したときは、支払請求書により代

金を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第13条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示で定める率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。
- 3 甲が第10条第1項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

（納入期限の猶予）

第14条 乙は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納入期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は原則として甲が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。

- 2 乙が納入期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日（納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、当該契約金額に第13条第1項に定める率を乗じて得た遅滞金を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定による遅滞金のほかに、第20条第1項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。
- 4 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第20条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。

第3章 契約の効力等

（履行不能等の通知）

第15条 乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

（瑕疵等による債務不履行）

第16条 乙は、瑕疵のない、かつ、仕様書等の定め適合する成果物を納入するものとする。

- 2 納入された成果物に瑕疵がある場合、又は成果物が仕様書等の定め違反する場合は、甲は、自らの選択により、乙に修補又は代金の減額を請求することができる。甲は、成果物の修補を請求するときは、相当な期限を定めることができる。
- 3 甲が、成果物の修補を請求した場合で、修補期間中成果物を使用できなかったときは、甲は、当該修補期間に応じて第14条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 4 甲は、第2項に規定する瑕疵又は違背が重大と認める場合又は乙が第2項に規定する甲の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、第20条第1項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき成果物が既にその用に供せられて

いたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。

- 5 甲は、第2項に規定する瑕疵又は違背により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第20条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。
- 6 甲は、第2項に規定する瑕疵又は違背が発見された場合は、発見後6か月以内に乙に対して通知するものとする。
- 7 第2項の規定に基づく成果物の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 8 第2項の規定に基づき修補され、再度引き渡された成果物に、なお本条の規定を準用する。
- 9 修補に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第4章 契約の変更等

(契約の変更)

- 第17条 甲は、契約の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、納入期限、納入場所、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
 - 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、納入期限を変更するため、甲と協議することができる。

(事情の変更)

- 第18条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

- 第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙が納入期限(第14条第1項により猶予を承認した場合は、その日。)までに、履行を完了しなかったとき又は完了できないことが客観的に明らかとなるとき。
 - (2) 第10条第1項の規定による検査に合格しなかったとき。
 - (3) 第16条第4項に該当するとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
 - (5) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (6) 乙が、破産の宣告を受け又は乙に破産の申立て、民事再生法の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
 - (7) 乙が、無能力者となり又は居所不明になったとき。
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

(違約金)

- 第20条 乙は、前条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の100分の20に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。
- 2 前項の規定による違約金のほかに、第14条第2項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(乙の解除権)

第 21 条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行うものとする。

(知的財産権)

第 22 条 乙は、契約物品の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(支払代金の相殺)

第 23 条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第 5 章 秘密の保全

(秘密の保全)

第 24 条 甲及び乙は、この契約の履行に際して、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

第 6 章 雑則

(調査)

第 25 条 甲は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(紛争の解決)

第 26 条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第 27 条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

総務省「ユビキタス特区事業」の概要

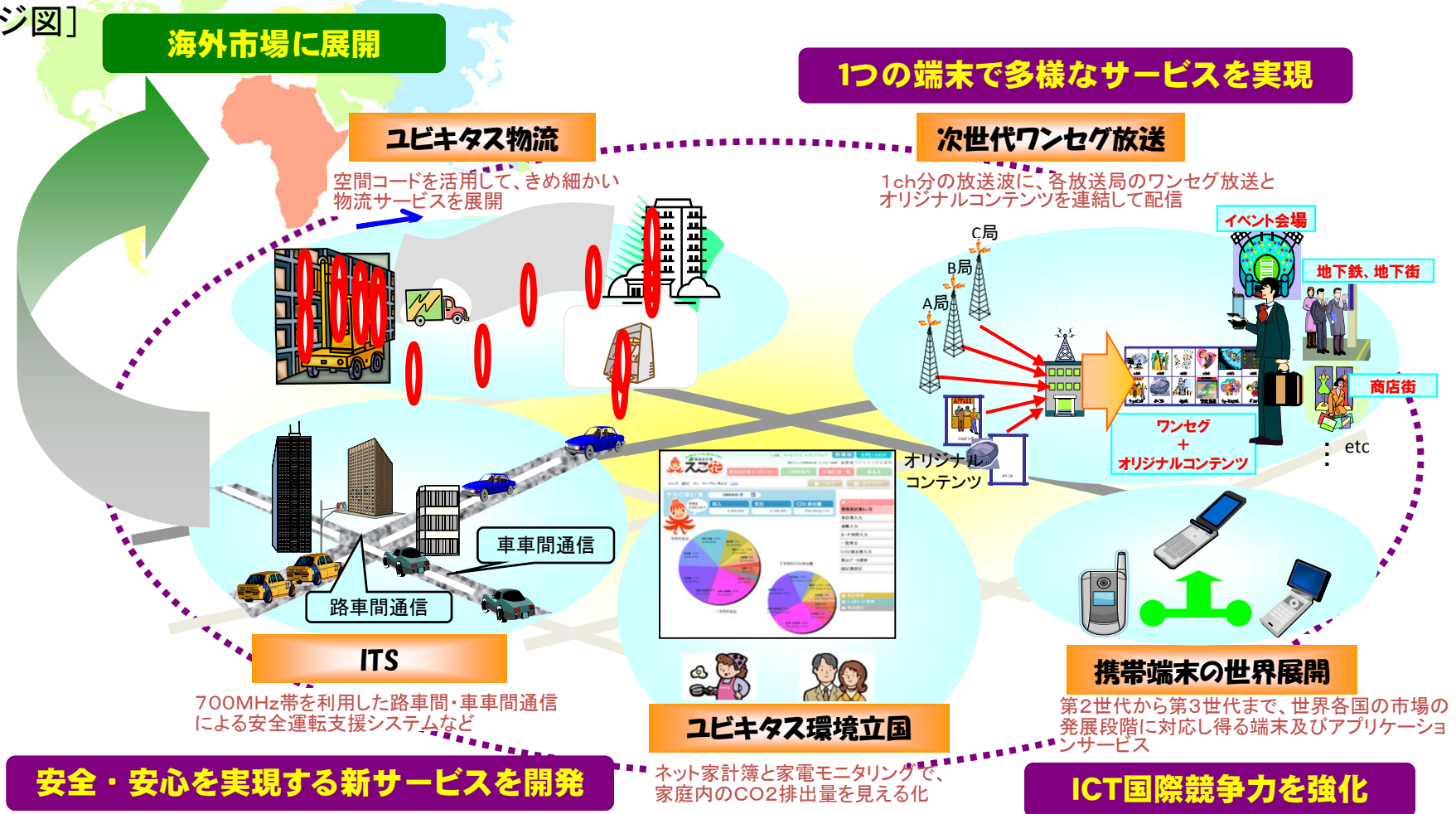
○概要：我が国ICT産業の国際競争力強化等を目的とし、「ユビキタス特区」※において、地域発国際展開可能な新たなICTサービスの開発・実証を実施する総務省の委託事業。

※電波の利用環境を整備した上で総務省により指定された地域。

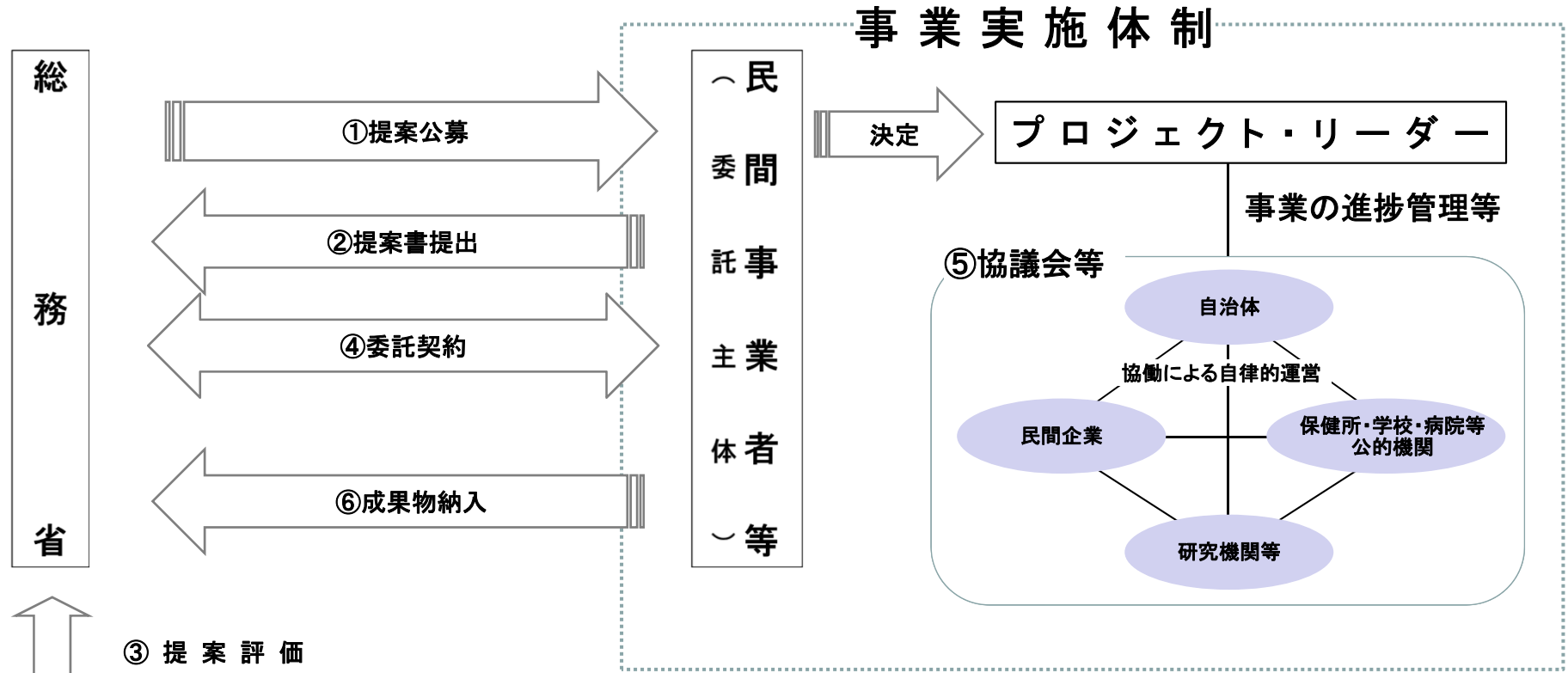
○期間：平成20年度～平成22年度の3カ年。平成22年度末までに68プロジェクトを実施。

○予算額：H20年度:20億円、H21年度:17億円、H22年度:8億円

【イメージ図】



「ユビキタス特区」事業実施のスキーム



- ① 総務省は民間事業者等に対し、公募を実施
- ② 委託を希望する者は、所定の提案書を総務省に提出
- ③ 提案書については、評価会による評価を参考にして、委託先を選定
- ④ 選定された者は、総務省との間で委託契約を締結(予算措置する事業の場合)
- ⑤ 委託先は、事業の実施・目的の達成に必要な関係者との協力・連携等を円滑に行うため、協議会を設置することも可能
- ⑥ 委託先は、実施状況、成果等を取りまとめ、中間報告書、最終報告書を提出
- ⑦ 総務省は、外部評価を活用して事業継続等の妥当性を判断

評価会 (外部有識者)

- 評価委員**
- | | |
|-------|---------------------|
| 国領二郎 | 慶應義塾大学総合政策学部教授 |
| 関口和一★ | 日本経済新聞社産業部編集委員兼論説委員 |
| 土居範久☆ | 中央大学理工学部教授 |
| 森俊介 | 東京理科大学理工学部経営工学科教授 |
| 山田肇 | 東洋大学経済学部教授 |
- (☆：座長 ★：座長代理)

平成21年度「ユビキタス特区」事業実施要領（案）

1. 事業の概要

（1）事業概要

「ユビキタス特区」事業（以下「本事業」という。）は、総務省が委託先に対し、ICT産業の国際競争力強化、都市の国際競争力強化、地域再生・産業創造につながるICTサービスの開発・実証プロジェクトの実施を委託するものである。

総務省は、本要領に基づき提出された提案書を審査の上、委託先の候補となる民間法人等（以下「委託先候補」という。）を選定する。総務省は、必要な協議を行った上で、委託先候補との間で委託契約を締結する。

総務省と委託契約を締結した民間法人等（以下「委託先」という。）は、提案書に記載した計画に基づき事業を実施し、その成果物として、成果報告書を総務省に提出する。総務省は委託先と協議の上、関係府省や他国とも連携し、その成果を広く周知・提供するなど、「ユビキタス特区」において開発・実証されたモデルの世界展開等を推進する。

2. 提案手続

（1）応募資格

次の①から⑦の要件を満たす、単独ないし複数の民間法人等

- ① 当該開発・実証課題に係る技術又は関連技術についての実績を有し、かつ、当該委託事業を遂行するために必要な組織、人員等を有していること。
- ② 事業の実施の効率性や機動性向上の観点から、原則、日本国内に実証拠点を持つ機関であること。海外での実証は、開発・実証項目の中で国内において実施し得ないテーマ、海外の環境等で実証せざるを得ないテーマ等に限られていること。
- ③ 当該開発・実証を円滑に執行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 総務省が委託を行う上で必要とする処置を適切に遂行できる体制を有すること。
- ⑤ 開発・実証成果の推進及び世界展開等に向けて積極的な貢献が可能であること。
- ⑥ 得られた開発・実証成果の実用化を図る計画作成及びその実現について十分な能力を有していること。
- ⑦ 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合、各実施機関の役割と責任が明確に示されていること。また、実施機関全体の取

りまとめを行う代表的な機関（以下「代表機関」という。）が定められていること。

(2) 提案書

「別添2 提案概要」及び「別添様式ビジネスモデルテンプレート」により、作成し提出するものとする。

(3) 提案書様式

「別添3 提案書等作成要領」に定める様式に従い、作成し提出するものとする。

(4) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A4判（様式自由）で添付することができる。

(5) 提出期間

提案提出を希望する民間法人等は、平成21年11月20日（金）17時までに提案書を提出すること。

(6) 提出部数等

提案書類（提案書、補足資料及びその他必要書類）は1部を提出すること。

提出に当たっては、CD又はDVD等の電子媒体（一式）も併せて提出すること。なお、提案書の返却は行わない。

3. 委託先候補の選定及び採択

(1) 選定方法

委託先候補の選定については、外部評価を行い、その結果を参考にして総務省が行う。

なお、評価に際して、提案者ヒアリング等を実施する場合がある。

(2) 選定基準

選定に当たっては、次の①から⑧までの視点から総合的な評価を行う。

- ① ICTを活用した新しいサービスの開発・実証か。
- ② ICT産業の国際競争力強化、都市の国際競争力強化、地域再生・産業創造につながるか。
- ③ 電波が利用可能か（電波の利用を必要とする場合。）。
- ④ 内容が最も優れているか又は費用対効果が最も優れているか（類似の提案が多い場合。）。

- ⑤ 提案された開発・実証手法により、目的を達成することが可能か。
- ⑥ 費用対効果の観点からどれだけ無駄なく、効率的に目的を達成することが可能か。
- ⑦ 実施計画が無理なく、効率的に組まれているか（年次目標等の設定の適切さ等）。
- ⑧ 実施する体制は適切か。

なお、自律的・継続的運営が見込まれない提案や、事業の効果に照らして費用・設備等を過大に設定している提案については、原則として採択しないものとする。

（３）追加資料の提出等

委託先候補の選定は、提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を依頼する場合がある。

（４）提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時までには総務省と委託先候補との間で調整の上、修正等を行うことがある。

4. 委託契約

（１）委託契約の締結

採択された事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の協議を行った上で委託契約を締結する。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載された所要額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

（２）契約期間

本事業の契約は単年度契約となる。平成22年度については、後述の8.の継続評価の結果に基づき、改めて契約する場合がある。

（３）契約の形態

総務省の支出負担行為担当官と委託先代表者が委託契約を締結する。

（４）契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

5. 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書及び提案書に定められた用途以外への使用は認めない。また負担する経費の範囲は、当該開発・実証の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）とそれ以外の諸経費（一般管理費）（それぞれ消費税（消費税＋地方消費税）5%分を含む。）とする。直接経費の範囲については、別添の「対象経費（直接経費）の範囲」とし、一般管理費は直接経費の10%以下（この費率を上限値とし予算計画書で算出した費率を契約期間（委託期間）通して適用する。）とする。

なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時までに関係機関（共同開発・実証の場合は、代表機関等）と総務省との間で調整の上、内容の修正等を行うことがある。委託費は、原則として、事業終了後速やかに成果報告書の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払う（特別な事情がある場合には、財務大臣協議等の所定の手続、承認を得た上で、年度途中で概算払いが認められることもある。）。

(2) 委託費の内容

委託先は、事業に必要な経費として、別添の費目について支出することができる。

なお本事業で調達した機器類等については、事業終了後、委託先においてレンタル・リース契約を継続する等、事業の継続的な運営に必要な措置を講ずること。

また情報通信システム開発等、その内容が第三者に委託し、又は請け負わせることが合理的であると認められる業務については、事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。

事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、当該第三者の名称等について事前に総務省に通知し承認を受けることとし、また、当該第三者等の選定に用いた仕様書（要件）を併せて総務省に提出することとする。

6. 事業の実施

(1) 実施体制

委託先においては、以下の体制を整備することとし、総務省に対する中間報告及び成果報告において、これらの体制を整備し、これを円滑に運営したことが明らかになるような資料（例えば協議会の議事録等）を提出しなければならない。

① プロジェクト・リーダーの決定

委託先は、事業の実施に際し、事業の全体を統括するプロジェクト・リー

ダーを決定し、総務省に報告することとする。プロジェクト・リーダーは、事業の進捗管理等全体を統括し、総務省の求めに応じて随時説明を行うとともに、総務省及び総務省を通じてなされる民間法人等の求めに応じて、可能な範囲においてプロジェクトの成果の展開に必要な措置に協力するものとする。

② 協議会等の開催

委託先は、開発・実証モデルの仕様の決定のほか、構築した事業モデルを継続的に運用するための体制、費用負担の在り方、事業運営による課題解決のための具体的な行動計画、役割分担等について検討するため、協議会等を設置して事業を実施することができる。

既存の組織を活用することも可能であり、事業の円滑な開始に支障がないよう、速やかな設置、協議開始等が行われることが求められる。なお、提案書の作成時点においては、設置予定とすることも可能である。

(2) 委託事業終了後の残存資産の扱い

事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と委託先が別途協議してその扱いを決定することとする。

7. 報告

(1) 成果報告

委託先は、委託を受けた期間の属する年度末日までに、成果報告書を総務省に提出しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・ 事業内容
- ・ 開発・実証に係る設計書やデータ
- ・ 目標の達成状況
- ・ 収支報告
- ・ 運営体制の整備状況 等

(2) 事後報告

委託先においては、委託事業終了後も総務省の求めに応じ、開発・実証プロジェクトによって得られた成果について、提案書に記載された目標等に照らした事後評価を実施し、その評価結果を報告するものとする。

8. 事業の継続

本事業は年度単位で契約締結を行うので、平成22年度、開発・実証を継続して実施するためには、平成21年度末に継続提案書を提出し、継続評価にお

いて必要であると判断された場合に、改めて契約の締結を行うこととなる。なお、予算の制約等により当初予定の実施期間より短くなることもある。

9. スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成21年11月下旬頃 外部評価を行い、その結果を参考にして委託先候補となる民間法人等を選定。採択を通知。

採択通知後 契約条件の協議を行い、委託契約を締結。

平成22年3月頃 成果報告

10. その他

本事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) で公開するものとする。

11. 提出先・問い合わせ先

以下の提出先まで郵送等により提出すること。

(提出先・ユビキタス特区全般に係る問い合わせ先)

総務省情報流通行政局情報流通振興課

担 当：江坂課長補佐、岡元主任

電 話：03-5253-5494

F A X：03-5253-5752

e-mail：ubitoku_atmark_ml.soumu.go.jp

(電波の利用に係る問い合わせ先)

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

担 当：白石周波数調整官、長澤第三計画係長

電 話：03-5253-5875

F A X：03-5253-5940

e-mail：frequency-plan_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

委託経費対象範

大項目	中項目	説明	具体例
Ⅰ. 設備備品費	1. 開発・実証用機器購入費	開発・実証用機器をリース・レンタルできない場合に、委託開発・実証業務に必要な機器、その他備品の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費	
	2. 保守費	委託研究業務の遂行に必要な機器等の保守（機能の維持管理等）に係る労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費（ただし、Ⅱ及びⅢの1～3に含まれるものを除く）、外注を必要とした場合はそれに要する経費。	委託費で購入した装置、及び過去委託費で購入し、当該委託開発・実証業務に使用している装置の保守に係る経費
	3. 改造修理費	委託研究業務の遂行に必要な機器等の改造、修繕に係る労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費（ただし、Ⅲの1から3に含まれるものを除く）、外注を必要とする場合は、それに要する経費。	主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出、修理（主として、原状を回復するもの）
Ⅱ. 労務費	1. 開発・実証員費	委託開発・実証に直接従事する開発・実証者、設計者及び工員等の労務費（原則として、①本給、②賞与、③諸手当とする。ただし、Ⅰ.に含まれるものを除く）。	・委託開発業務に直接従事する設計者及び工員等の労務費
	2. 開発・実証補助員費	委託開発・実証業務に直接従事するアルバイト、パート等の経費（福利厚生に係る経費及びⅠ.に含まれるものを除く）。	・委託実証業務に直接従事するアルバイト等の経費
Ⅲ. その他経費	1. 消耗品費	委託事業の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入又は製作に要する経費	・事務用品（委託事業にのみ特化して使用するもの） ・電子タグなど
	2. 光熱水費	委託開発・実証業務の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。通信回線の月々の使用料等もこの項に含める。	・回線費 ・切手代、郵送料
	3. 旅費・交通費	開発・実証員が委託研究業務を遂行するために特に必要とする旅費、滞在費及び交通費であって、開発・実証員の所属機関の旅費規程等により算定される経費。	・旅費、交通費、日当、宿泊費等
	4. 設備施設料	委託開発・実証業務の遂行に必要な設備、施設の使用等に要する経費。	・設備、施設使用等
	5. 委員会経費	委託開発・実証業務の遂行に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。	・委員謝金、委員旅費、会議費、会議室借料、消耗品費、資料作成費等。
	6. 委員調査費	委員会の委員が委託開発・実証業務の遂行に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で運賃、日当、宿泊費、滞在費、その他の経費。	・国内あるいは海外において調査に要した経費で、旅費、交通費、日当、宿泊費、学会参加費等。
	7. 報告書作成費	成果報告書の印刷・製本に要する経費。	
	8. 開発・実証用機器リース・レンタル費	委託事業の遂行に必要な機械装置、その他備品を必要とする場合におけるそのリース・レンタルに要する経費	・サーバ類 ・計測機器
	9. その他特別費	以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費。	

平成22年度開発・実証委託契約書（雛型）

支出負担行為担当官 総務省大臣官房会計課企画官 ○○○○（以下「甲」という。）は、○○○○（以下「乙」という。）と、次のとおり開発・実証委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 甲は、○○○に関する開発・実証（以下「本開発・実証」という。）に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は本契約書及び実施計画書に基づき信義に従い誠実に委託業務を履行することを受託する。

（委託額）

第2条 甲は、乙に対し、金**、***、***円（消費税額及び地方消費税額を含む。以下「委託額」という。）の範囲内において、本契約書に従い委託業務の実施に要する経費を負担するものとする。

（委託期間）

第3条 契約締結日から平成**年**月**日までを委託期間とし、乙は、委託期間内に委託業務を完了しなければならない。

（実施計画書）

第4条 委託業務の目的、内容、実施体制、主たる実施場所及び実施に要する経費の内訳等は、別添の実施計画書に定めるとおりとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、本契約において、乙に対し、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項の規定による契約保証金の納付を、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により、全額免除する。

第2章 委託業務の実施

（委託業務の実施）

第6条 委託業務の内容は、実施計画書に定めるとおりとする。

- 2 前項のほか、委託業務の実施には、実施計画書に付帯する一切の業務を含むものとする。
- 3 乙は、実施計画書に従い、信義誠実の原則に則り、善良なる管理者の注意をもって委託業務を実施しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に従って実施しなければならない。
- 4 乙は、委託業務の実施中、事故その他委託業務の実施を妨げる重大な事由が発生した場合は、直ちにその旨を甲に通知するとともに、事故原因、委託業務への影響等を発生から7日以内に報告しなければならない。

（再委託）

第7条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託（第三者に請け負わせることを含む。以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、実施計画書に記載された共同提案者に対し、当該実施計画書に記載された役割の範囲内において、再委託を行うことができる。
- 3 乙は、前項の再委託以外に、乙自らが委託業務の一部を請け負わせようとするときは、別に定める様式により作成した再委託承認申請書を甲に提出し、あらかじめその承認を得なければならない。ただし、次の各号いずれにも該当する場合はその限りではない。
 - 一 請け負いの金額が50万円（消費税相当額を含む。）を超えない場合
 - 二 委託業務の主体部分ではなく、請け負わせることが合理的で以下に示す軽微なもの又はこれに準ずると認められるもので、契約金額の5分の1を超えない場合
 - イ 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - ロ 調査研究報告書等の外注印刷等の類

ハ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類

ニ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

- 4 甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。
- 5 乙は、再委託した業務を行う第三者（以下「再受託者」という。）との間で生じる一切の紛争を、乙の責任及び負担において処理しなければならない。
- 6 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指定する事項について、再受託者と約定しなければならない。

（権利義務の譲渡）

- 第8条 乙は、第三者に対して、本契約により生じる権利を譲渡し、又は義務を承継させようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し、乙又は乙から債権を譲り受けた者（以下「丙」という。）が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合には、甲は次に掲げる異議を留めるものとする。
 - 一 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 丙は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と丙の間の協議により決定されなければならないこと。
 - 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。
 - 4 乙は、第25条第1項に規定する取得財産に対し、抵当権、質権その他の担保物権を設定してはならない。

（委託業務の管理）

- 第9条 甲は、委託業務の実施状況を把握するために必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。
- 一 委託業務の実施状況、実施方法について、期限を定めて調査し、報告させること。
 - 二 甲の職員等を乙の工場、研究施設その他の事業所等へ派遣し、委託業務の実施に立ち会わせること。
- 2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、委託業務の実施に必要な指示を乙に行うことができるものとする。ただし、甲の行う指示が実施計画書の変更に係る場合は、第13条又は第14条に規定するところによるものとする。
 - 3 前二項の規定は、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後5年間は、なおその効力を有するものとする。

（委託業務の実施に要する経費の支出）

- 第10条 乙は、第14条第1項第3号に該当する場合を除き、委託業務の実施に要する経費を実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。
- 2 経費は、別に定める委託業務費積算基準に従い、次に掲げるⅠからⅢまでの項目のとおりとし、同基準に特段の定めのない経費は次に掲げるⅣの「一般管理費」（ただし、上記ⅠからⅢの合計額の10%以内の金額でなければならない。）にて手当てしなければならない。
 - Ⅰ 物品費

- Ⅱ 人件費
- Ⅲ その他経費
- Ⅳ 一般管理費

(証憑書類の整備)

- 第11条 乙は、委託業務の実施に当たって、委託業務の実施に係る経費の支出状況を明らかにした帳簿類及び証憑類を整備しなければならない。
- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号に定める帳簿等を委託期間中に作成しなければならない。
- 一 委託業務に従事した者の出勤状況を証明することができる帳簿等
 - 二 前号の者が実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前二項の帳簿類及び証憑類（以下「証憑書類」という。）について、委託期間の属する年度の終了日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。
- 4 乙は、乙の責に帰すべき事由により前項に掲げる保存期間内に証憑書類を消失したときは、当該証憑書類に係る経費について、正当な根拠を示して委託業務の実施に係る経費である旨を甲に証明しなければならない。また、示された証憑書類が正当な根拠と認められない場合についても同様とする。

(開発・実証評価の実施)

- 第12条 甲は、開発・実証成果・目標の達成状況等について、委託期間中に開発・実証評価を行うことができるものとし、乙はこれに協力するものとする。
- 2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙と協議し、契約内容の変更を行うことができるものとする。
- 3 甲は、委託業務を実施する全期間終了後に、同期間内に実施した委託業務の内容、事業化の計画等について、開発・実証評価及び追跡調査を行うことができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

第3章 変更手続

(変更契約の締結)

- 第13条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更することができるものとする。
- 一 委託期間の中途において、委託額又は委託期間の内容の変更を行う必要が生じたとき。
 - 二 著しい経済情勢の変動、天災地変等により本契約に定める条件での契約の一部の履行が困難となったとき。
 - 三 甲の予算又は方針の変更等により本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 前項の規定による本契約内容の変更において、相手方の承諾を得た甲又は乙は、相手方と変更契約書を取り交わし、変更契約を締結するものとする。その際、実施計画書の記載内容に変更が生じる場合は、乙は、新たな実施計画書を甲に提出するものとする。
- 3 前項の規定により変更契約を締結するときは、総務省の所在地で行う。

(実施計画書の変更)

- 第14条 乙は、実施計画書に記載された事項を変更しようとするときは、速やかに別に定める様式により実施計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 前条の規定により変更契約を締結する場合
 - 二 次条第2項の規定により届出を行う場合で、甲が適当と認めた場合
 - 三 開発・実証に要する経費の内訳の項目間の流用で、次のすべての条件を満たす場合
 - イ I 物品費、Ⅱ 人件費、Ⅲ その他経費のいずれかの項目間の流用であること
 - ロ 各項目の流用額が、当該項目の委託金額の30%を超えないこと
 - ハ 流用額が、委託額の10%を超えないこと
 - 四 その他、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であると甲が認める場合
- 2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付することができる。

(開発・実証担当者の異動等)

- 第15条 本契約において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 「開発・実証担当者」とは、乙に属する者で実施計画書に開発・実証担当者として記載され、本開発・実証を主体的に行う者をいう。
 - 二 「開発・実証補助者」とは、開発・実証担当者の指示の下に本開発・実証の補助を行う者をいう。
 - 三 「開発・実証代表者」とは、本開発・実証を統括する立場にある開発・実証担当者をいう。
 - 四 「委員会委員」とは、実施計画書に委員会委員として記載され、本開発・実証の実施上必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置される委員会における前3号の者を除く有識者をいう。
- 2 乙は、次の各号に掲げる事項については、別に定める様式により速やかに甲に届け出るものとする。
- 一 開発・実証担当者を新たに追加したとき。
 - 二 開発・実証担当者の所属等に異動が生じたとき。
 - 三 開発・実証担当者が交代したとき。ただし、開発・実証代表者が交代したときを除く。
 - 四 新たに委員会を設置したとき。
 - 五 委員会委員を新たに追加したとき。
 - 六 委員会委員が離任したとき。
 - 七 委員会委員に異動が生じたとき。
 - 八 委員会委員が交代したとき。

(契約者の変更の報告)

第16条 乙は、その名称、代表者又は住所を変更したときは、別に定める様式による契約者等異動報告書により速やかに甲に報告しなければならない。

第4章 支払に関する手続

(概算払)

- 第17条 乙は、委託業務が完了する前に支払を受けなければ委託業務の実施に支障を及ぼすときは、別に定める様式による概算払請求書により、委託業務の実施に要する経費の一部の支払（以下「概算払」という。）を請求することができるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による概算払の請求について、その事由が正当なものであることを認め、概算払財務大臣協議が整った場合には、経費の一部を概算払することができる。
- 3 甲は、適法な概算払請求書を受領した日から起算して、30日以内に、これを乙に支払うものとする。

(実績報告書の提出)

第18条 乙は、委託業務が完了した日（第43条、第44条又は第45条の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合はその解除の日）の翌日から起算して10日後又は平成23年3月31日のうちいずれか早い日までに、別に定める様式による実績報告書に第11条で定める証憑書類等の原本又はその写しを添付して甲に提出しなければならない。なお、甲が不要と認めた証憑書類についてはこの限りではない。

(検査及び報告の要求)

- 第19条 甲は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、これを受理した日から起算して10日以内に、その内容が本契約に適合するものであるかどうかを検査するものとする。
- 2 甲は、前項の検査のほか、次に掲げる検査を行うことができるものとする。
- 一 委託業務の実施に要する支出計画や経費処理状況に関する委託期間中の検査
 - 二 その他甲が必要と認める検査
- 3 甲は、前2項の検査を次に掲げる事項について行うことができるものとする。この場合、甲は必要に応じ、乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を期限を定めて求めることができる。
- 一 実績報告書に記載されている開発・実証の内容と支出した経費との整合性
 - 二 実施計画書と実績報告書の内容の整合性
 - 三 機械装置等の製作状況並びにこれらの利用及び操作状況
 - 四 証憑書類の原本又はその写し
 - 五 その他甲が委託業務に関して必要と認める事項

- 4 甲は、第1項及び第2項の検査を乙の工場、研究施設その他の事業所等及び甲の指定する場所において行うことができるものとする。
- 5 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査日時、検査場所、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
- 6 乙は、前項の通知を受けたときは、甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。
- 7 乙は、第1項、第2項及び第4項の規定による検査並びに第3項の報告及び資料の提出に応じなければならない。
- 8 第2項から前項までの規定は、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された日の翌日から起算して5年間、なおその効力を有するものとする。

(額の確定)

- 第20条 甲は、前条第1項の規定による実績報告書の検査及び第28条第4項の規定による開発・実証成果報告書の審査等の結果、経費の支出状況が適切であると認めたときは、委託額と委託業務の実施に要した経費の額とのいずれか低い額を、甲が支払うべき経費の額（以下「確定額」という。）として確定し、これを乙に通知しなければならない。
- 2 第11条第4項の規定に従い、乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できない経費、前条第1項の規定による検査若しくは同条第3項の規定による報告の要求に乙が応じず、検査の実施が不可能又は著しく困難な経費及び同条第1項の規定による検査の実施中に乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できなかった経費は、委託業務の実施に要した経費に含まないものとする。

(経費の請求及び支払)

- 第21条 乙は、前条第1項の規定による通知を受領した後、別に定める様式による精算払請求書により、速やかに甲が指定する期日までに甲に確定額を請求するものとする。ただし、第17条の規定に基づき経費の概算払が行われた場合、乙が請求する額は、確定額から既払額を控除した額とする。
- 2 甲は、適法な精算払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の精算払請求書を受領した後、その内容の全部又は一部を不当と認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から是正された精算払請求書を甲が受理した日までの期間は、約定期間に算入しない。

(相殺)

- 第22条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、本契約に基づき乙に支払うべき金額と当該債務の対等額について相殺することができるものとする。

(遅延利息)

- 第23条 甲は、約定期間内に経費を支払わない場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金等の返還)

- 第24条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求により、既に概算払を受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分（以下「過払金」という。）を甲に返還しなければならない。
- 一 概算払の額が、第20条に規定する確定額を超えるとき
 - 二 概算払の額が、第43条に規定する甲の負担すべき額を超えるとき
 - 三 概算払の額が、第44条に規定する甲の支払義務の全部又は一部を免除した後の甲の負担すべき額を超えるとき
 - 四 その他過払金のあるとき

- 2 乙は、第19条第2項第2号の検査の結果、第21条第1項の規定に基づき既に支払を受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分（以下「確定後過払金」という。）が明らかになったときは、甲の請求により、その確定後過払金を甲に返還しなければならない。なお、甲は、第11条第4項の規定に従い、乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に係る経費である旨を甲に証明できない経費、及び第19条第2項の規定による検査、同条第3項の規定による報告の要求に乙が応じず、検査の実施が不可能又は著しく困難な経費を、確定後過払金として請求することができるものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により甲に過払金又は確定後過払金（以下「過払金等」という。）を返還する場合において、甲の定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から返還する日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、年5%の割合により計算した延滞金を付して返還しなければならない。

第5章 取得財産の管理

（財産の管理）

- 第25条 乙は、委託業務の実施により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。また、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後も、甲から別途指示があるまで同様とする。
- 2 第20条の規定による経費の額の確定までは、取得財産の所有権は乙に帰属するものとするが、乙は当該取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。
 - 3 乙は、取得財産について、別に定める様式による取得財産管理台帳を備え、甲から別に指示がある場合を除き、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後、取得財産明細表を実績報告書に添付して提出するものとする。
 - 4 乙が取得財産を亡失又はき損したときは、それによって生じた損害の賠償はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。
 - 5 乙は、第20条の規定による経費の額の確定後、甲の指示に従って、甲の指定した期間内に取得財産の所有権を移転するとともに占有を移転し又は取得財産の廃棄等の処分をしなければならない。なお、所有権の移転に伴う返還又は廃棄等の処分に要する費用は乙の負担とする。

（有価物の発生）

- 第26条 乙は、委託業務の実施上、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品等の有価物の発生が見込まれる場合は、速やかに甲に報告し、処分等の方法について、甲の指示を受けなければならない。

第6章 成果の取扱い・知的財産権

第1節 定義

（用語の定義）

- 第27条 本契約において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 「開発・実証成果」とは、本開発・実証の実施により得られた発明等の技術的成果をいう。
 - 二 「著作物」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項に規定する著作物をいう。
 - 三 「プログラム等」とは、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物をいう。
 - 四 「ノウハウ」とは、知的財産権による保護を受けない営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報の中で秘匿することが可能で財産的価値があるものをいう。
 - 五 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明
 - ロ 実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案
 - ハ 意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠及びその創作
 - ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作

- ホ 著作物及びその創作
- ヘ 第32条の規定に従い指定されたノウハウの案出
- 六 「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツをいう。
- 七 「産業財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法に基づく特許権
 - ロ 実用新案法に基づく実用新案権
 - ハ 意匠法に基づく意匠権
 - ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権
 - ホ 外国における上記各権利に相当する権利
- 八 「産業財産権を受ける権利」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法に基づく特許を受ける権利
 - ロ 実用新案法に基づく実用新案登録を受ける権利
 - ハ 意匠法に基づく意匠登録を受ける権利
 - ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
 - ホ 外国における上記各権利に相当する権利
- 九 「著作権」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権及び外国におけるこの権利に相当する権利をいう。
- 十 「著作者人格権」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作者人格権及び外国におけるこの権利に相当する権利をいう。
- 十一 「知的財産権」とは、産業財産権、産業財産権を受ける権利及び著作権をいう。
- 十二 「知的財産権の実施」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法第2条第3項に規定する行為
 - ロ 実用新案法第2条第3項に規定する行為
 - ハ 意匠法第2条第3項に規定する行為
 - ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に規定する行為
 - ホ 著作権法第17条第1項に規定する著作権を行使する行為

第2節 成果の取扱い

（開発・実証成果報告書の提出）

- 第28条 乙は、委託業務が完了した日（第43条、第44条又は第45条の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合は、その解除の日）の翌日から起算して10日後又は平成23年3月31日のうちいずれか早い日までに、開発・実証成果報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 開発・実証成果報告書は、印刷物及び電子媒体によるものを各1部とし、電子媒体の種類及び記録方式等については、別途甲の指示に従うものとする。
 - 3 開発・実証成果報告書には、乙が本開発・実証を実施することにより得られた開発・実証成果の詳細、実施計画書に定められた本開発・実証の目的に照らした達成状況及び開発・実証成果の公表に係る情報、発明等並びにその他の技術情報を的確に整理して記載するものとする。ただし、未公開の知的財産権及びノウハウについては、甲と協議の上、調整を図るものとする。
 - 4 甲は、第1項の規定により開発・実証成果報告書の提出を受けたときは、その内容が本契約に適合するものであるかどうかを審査するものとする。
 - 5 甲は、開発・実証成果報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料の提出を乙に求めることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（著作権等の保証）

- 第29条 乙は、甲に対し、開発・実証成果報告書に対して第三者の著作権その他の権利（肖像権等を意味し、産業財産権は除く。次項において同じ。）を侵害していないことを保証するものとする。
- 2 開発・実証成果報告書に対して第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、乙はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。ただし、乙が甲の指示に従った結果、著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、この限りではない。
 - 3 乙は、開発・実証成果報告書に記載した内容に関連した事業を行う場合、第三者の産業

財産権の侵害とならないよう、十分な調査を行うものとする。また、第三者から産業財産権の侵害等の主張があったときは、乙はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。ただし、乙が甲の指示に従った結果、第三者から産業財産権の侵害等の主張があったときは、この限りではない。

(開発・実証成果の発表又は公開)

- 第30条 甲及び乙は、開発・実証成果を発表又は公開することができる。ただし、その内容に未公開の知的財産権に係るものが含まれるときは、その対応について甲乙協議の上、調整を図るものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づき開発・実証成果を発表又は公開しようとする場合は、特段の理由がある場合を除き、それらを行おうとする日の10日前までに、別に定める様式による外部発表投稿票を甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、第1項の規定に基づき開発・実証成果を発表又は公開する場合は、特段の理由がある場合を除き、その内容が甲の委託業務の結果得られたものであることを明示しなければならない。
 - 4 乙は、第1項の規定により、開発・実証成果を発表又は公開するために印刷物を作成するときは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成22年2月5日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の「判断基準」を満たすことに努め、「配慮事項」についても可能な限り配慮しなければならない。

第3節 知的財産権

(知的財産権に関する職務規程の整備)

- 第31条 乙は、本契約の締結後速やかに、開発・実証担当者等が本開発・実証を実施した結果、得られた開発・実証成果又はコンテンツに係る知的財産権を開発・実証担当者等から乙に帰属させる旨の契約を当該開発・実証担当者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を当該開発・実証担当者等から乙に帰属させる旨の契約を既に締結し、又はその旨を規定する内部規程を定めており、これらを本開発・実証に適用できる場合はこの限りではない。

(秘匿すべきノウハウの指定)

- 第32条 開発・実証成果のうち、秘匿すべきノウハウについて、甲乙協議の上指定し、甲は、その旨を乙に通知するものとする。
- 2 前項の規定による指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
 - 3 前項の規定による秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(ノウハウの使用)

- 第33条 乙は、秘匿すべきものとして指定されたノウハウについて、前条第2項の規定による秘匿すべき期間において第三者にその使用を許諾しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

(産業財産権を受ける権利等の記録物の封印)

- 第34条 乙は、本契約の締結時に既に所有している産業財産権を受ける権利又はノウハウ（以下「産業財産権を受ける権利等」という。）がある場合で、委託業務の結果生ずる産業財産権を受ける権利等と複合するおそれがあると判断して必要とする場合については、本契約の締結時に既に乙が所有している産業財産権を受ける権利等を記録化し（以下、記録化したものを「封印物」という。）、本契約の締結後60日以内に、別に定める様式による封印申請書を甲に提出するものとする。
- 2 前項の封印申請書の提出があったときは、甲乙両者立会いの上、封印を実施するものとする。
 - 3 甲は封印物のリストを、乙は封印物のリスト及び封印物を保管する。
 - 4 産業財産権を受ける権利等が、本開発・実証の成果であるか否かについて、甲乙間に争いのあるときは、甲乙両者立会いの上、封印物を開封することができるものとする。
 - 5 甲は、前項の開封の結果、第32条第1項の規定に基づき指定したノウハウが本開発・

実証以外の成果と認められるときは、当該ノウハウの指定を解除するものとする。

6 第4項の開封後は速やかに再封印するものとする。

7 甲は、第4項の開封により知り得た技術情報を使用し、又は第三者に洩らしてはならない。

(知的財産権の帰属)

第35条 甲は、乙が、別に定める様式による知的財産権確認書を契約締結日に甲に提出し、次の各号のいずれの規定も遵守することを約した場合、本開発・実証によって得られた開発・実証成果又はコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

一 乙は、本開発・実証によって開発・実証成果又はコンテンツが得られた場合には、遅滞なく、第37条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

二 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾するものとし、甲は乙の承諾を得ずに当該権利を第三者に実施させることができる。

三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾しなければならない。

四 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまで規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）をいう。）又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項の規定による知的財産権確認書を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、知的財産権確認書を提出したにもかかわらず、第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

4 前二項の場合、乙は甲の指示に従い、知的財産権の譲渡に必要な措置をとり、知的財産権譲渡に必要な手続に協力し、知的財産権の甲による確保のために必要なものを甲に引き渡す等しなければならない。

(成果の利用行為)

第36条 乙は、第35条第1項の規定に関わらず、本開発・実証によって作成し甲に提出された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、許諾したものとする。

2 乙は、甲及び甲に実施を許諾された第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(知的財産権に関する報告)

第37条 乙は、本開発・実証によって得られた開発・実証成果又はコンテンツに係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に、また、海外への出願もしくは申請又は特許協力条約に基づく国際出願の場合は120日以内に別に定める様式による産業財産権出願報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第23条第6項及び同令様式26備考

2 4等を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る開発・実証の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、別に定める様式による産業財産権報告書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、本開発・実証によってプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、当該プログラム等又はコンテンツが完成した日から60日以内に、別に定める様式による著作物報告書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、本開発・実証によって作成し甲に提出する著作物（プログラム等及びコンテンツを除く）については、当該著作物の提出後60日以内に、別に定める様式による著作物報告書を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、本開発・実証により生じた開発・実証成果若しくはコンテンツに係る知的財産権（プログラム等以外の著作物の著作権を除く）を自ら実施したとき又は第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第39条第2項に規定する場合を除く。）は、別に定める様式による知的財産権実施届出書を甲に遅滞なく提出しなければならない。
- 7 乙は、本開発・実証により生じた開発・実証成果若しくはコンテンツに係る知的財産権のうち、プログラム等を除く著作物の著作権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

（知的財産権の移転）

- 第38条 乙は、本開発・実証によって得られた開発・実証成果又はコンテンツに係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、前3条、第39条、第40条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、別に定める様式による知的財産権移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第35条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、別に定める様式による知的財産権移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の実施許諾）

- 第39条 乙は、本開発・実証によって得られた開発・実証成果又はコンテンツに係る知的財産権について、甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第35条、第36条及び次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、本開発・実証に係る知的財産権について、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、別に定める様式による知的財産権専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第35条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったとき（前項ただし書の場合を含む。）は、別に定める様式による知的財産権専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

- 第40条 乙は、本開発・実証によって得られた開発・実証成果又はコンテンツに係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、別に定める様式による知的財産権放棄報告書によりその旨を甲に報告しなければならない。

（国の帰属に係る知的財産権の管理）

- 第41条 第35条第2項の規定に該当する場合、乙は、本開発・実証によって得られた開発・実証成果又はコンテンツについて、次に掲げる手続を甲の承認を得た上で、甲の名義により行うものとする。
- 一 特許権、実用新案権及び意匠権にあつては、出願から権利の成立に係る登録までに必要となる手続
 - 二 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要となる手続
- 2 甲は、前項の場合において本開発・実証に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（日本国における登録が行われたときに権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、

乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

第7章 雑則

(通知等の発効)

第42条 甲から乙又は乙から甲に対する通知、届出又は報告は、文書によるものとする。
2 前項の規定による通知、届出又は報告は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては受信の日から、それぞれ効力を発するものとする。

(甲の契約解除権)

第43条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
一 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。
二 乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
三 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告をしたとき。
2 前項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたとき、乙は、その解除により完了できない開発・実証部分(以下「未完了部分」という。)に係る履行義務を免れるものとし、違約金として未完了部分に対する委託費の百分の十に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、甲は、未完了部分に係る経費の支払義務を免れるものとする。

(乙の契約解除権)

第44条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
一 甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
二 委託業務の実施が不可能又は著しく困難になった正当な理由を乙が示して申請を行い、甲が承認したとき。
2 前項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたとき、乙は、未完了部分に係る履行義務を免れるものとし、甲は、その未完了部分に係る経費の支払義務を免れるものとする。

(不測の事態により本開発・実証の実施が不可能な場合の措置)

第45条 著しい経済情勢の変動、天災地変等予測することができない事由であつて、甲、乙、いずれの責にも帰することのできない事由により、本契約に定める条件での契約の全部又は一部の履行が困難となったときは、甲乙協議の上、本契約の全部を解除することができる。

(瑕疵の補修)

第46条 甲は、委託期間の中途又は終了後のいずれの場合においても、取得財産又は本契約に関する報告の内容が本契約の目的及び甲の承認した実施計画書と著しく異なると認められたときは、取得財産、開発・実証成果報告書及び実績報告書の内容のうち瑕疵のある部分について、乙の負担による補修、取替又は修正を乙に対し請求することができる。
2 前項の請求は、開発・実証成果報告書の提出日の翌日から1年以内に行わなければならない。ただし、隠れた瑕疵について請求できる期間は、その瑕疵を知り得た日から起算して1年とする。

(不正等の行為に対する措置)

第47条 甲は、乙が委託業務の実施に当たり不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対し、本契約の履行に関する監査を指示し、その結果を期限を定めて文書で甲に報告させることができる。
2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認めるときは、乙の研究施設、事業所等に立ち入ることができる。
3 甲は、不正等の事実が確認されたときは、第9条第1項又は第19条第2項の規定に基づき、検査等を行うものとする。

- 4 甲は、前項の規定に基づく検査の結果、過払金等が生じていた場合は、当該過払金等の返還を乙に求めるものとし、乙はそれに応じなければならない。甲は当該過払金等を乙が受領した日から過払金等の納付日までの日数に応じ、年5%の割合により計算した利息を付することができる。
- 5 甲は、不正等の行為に関する事実を確認したときは、氏名及び不正等の行為の内容を公表することができるものとする。
- 6 乙は、別に定める指針に従い、事前に不正等の防止の措置を講じなければならない。また、甲は、不正等の行為に関する疑義が生じたとき又は事実を確認したときは、当該指針に従い、必要な措置を講じることができるものとし、乙は甲が講じる措置に従わなければならない。
- 7 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができる。

(履行遅延金)

第48条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、実績報告書、開発・実証成果報告書及び前条に規定する報告の要求について、それぞれの期日に遅延して提出又は報告したときは、それぞれの期日の翌日から履行の日までの日数に、契約金額の千分の一を乗じた金額を、甲に支払わなければならない。

(賠償責任)

第49条 乙は、本開発・実証を自己の責任において行うものとし、その実施に当たり被った損害、乙に属する者の損害並びに第三者に与えた損害に対しては、甲は一切の損害賠償の責を負わないものとする。ただし、乙が甲の指示に従った結果、損害が発生した場合は、この限りではない。

(守秘義務)

第50条 乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する情報については、委託期間中はもとより、本開発・実証の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後においても、守秘義務を負うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報

2 前項の有効期間は、本開発・実証の完了若しくは中止、又は本契約が解除された日の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(協力事項)

第51条 乙は、開発・実証の円滑な実施のため、次に掲げる事項について甲に協力するものとする。

- 一 技術上の成果に関する資料（開発・実証成果報告書を除く。）の作成
- 二 本開発・実証委託に係る経理に関する資料の作成
- 三 甲が開催する成果報告会における報告及びそれに伴う資料の作成
- 四 本開発・実証に関する評価等に係る資料の作成

(存続条項)

第52条 甲及び乙は、本開発・実証を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる事項については、引き続き効力を有するものとする。

- 一 各条項に期間が定められている場合において、その期間効力を有するもの
第9条、第11条第3項及び第4項、第19条第2項から第8項まで、第24条、第32条第3項、第33条、第46条、第47条並びに第50条に規定する事項
- 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの
第8条、第12条第3項、第22条、第25条第1項、第2項、第4項及び第5項、第29条、第30条、第34条第3項から第7項まで、第35条、第36条、第37条、

第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第48条、第49条並びに第51条に規定する事項

(契約書の解釈)

第53条 本契約書の条項について解釈上疑義を生じた場合、又は本契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(専属的合意管轄)

第54条 本契約に関する訴は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号
総務省
支出負担行為担当官
大臣官房会計課企画官 ○○ ○○

乙 {所在地}
{名称}
{代表者氏名}

「ユビキタスタウン構想推進事業」概要

1. 趣旨：

ICT関連技術を集中的に活用して、地域の安心・安全な街づくり（ユビキタスタウン）等の実現に資する事業であること（実用化レベルにあるICT技術の導入支援）

2. 交付対象： 地方公共団体（地方公共団体を含む連携主体、第3セクターも含む）

3. 交付対象経費： ICTの導入に係る一連の取組に要する経費

- 基盤整備—サーバ、ネットワーク機器、情報通信端末、伝送路設備、工事費（用地取得を除く）など
- ICT関連システムの構築・改修—プログラム開発等の役務費、電子計算機使用料、ソフトウェア購入費（ライセンス費含む）など
- 人材研修・育成—人材育成のための講師諸謝金、事業運営に必要な人材招へい費など

4. 予算額・交付額： 平成21年度第1次補正予算額 195億円（→見直し後118.6億円） 1プロジェクトにつき上限1億円（5,000万円、3,000万円、1,500万円）の定額補助 同一の地方公共団体からの複数プロジェクトの申請可能

5. 採択手続き： 評価基準等に基づいて申請案件を評価し、有識者から成る評価会を経て、採択案件を決定

地域全体での安心・安全の早期実現



児童・高齢者見守り

- ・ICタグ（電子タグ）を活用し、登下校の児童、独居老人などの位置情報の把握、緊急情報の提供などが可能に

遠隔医療

- ・自宅、最寄りの診療所で専門的な医療サービスを受けることが可能に
- ・地方の医師不足の解消、医療費削減の効果が期待

テレワーク

- ・育児期の親など、在宅勤務により、仕事と子育ての両立が可能に
- ・通勤が困難な障害者等の就労が可能に

介護支援

- ・関係者が連携し、より多くの要介護者を効果的にケアすることが可能に

防災情報提供

- ・地域住民向けに、災害・避難情報などをリアルタイムで一斉送信することが可能に

平成21年度「ユビキタスタウン構想推進事業 (地域ICT利活用推進交付金)」実施要領

提案に必要な申請書類

- (1) 地域情報通信技術利活用推進交付金交付申請書 【別添1】
- (2) 地域情報通信技術利活用推進交付金 実施計画 (概要) 【別添2】
- (3) 地域情報通信技術利活用推進交付金 実施計画 【別添3-1】
- (4) (3)の添付資料 (5点)
 - ・ 事業イメージ詳細図 【別添3-2】
 - ・ 情報通信システム構成図 【別添3-3】
 - ・ (別紙1) 収支見込み 【別添3-4】
 - ・ (別紙2) 支出経費の内訳 【別添3-5】
 - ・ 見積書 【様式適宜。複数業者からの見積もりの提出を原則】

1. 目的

現在、我が国においては、厳しい財政下で、地域経済の疲弊や、医療サービス、行政サービスなどの低下などが深刻化し、地域の安心・安全の維持・向上が喫緊の課題となっている。こうした中、ICTは時間と距離という地域の制約を克服するものであり、我が国においては世界最高水準と言われるブロードバンド環境、「いつでも、どこでも、何でも、誰とでも」ネットワークにつながるユビキタスネット技術が確立されており、地域の医療、福祉、防災、行政（内部事務を除く。以下同じ。）、産業、農業、観光など幅広い分野において、これらICTの強みが地域の特色、創意工夫に基づいて十二分に発揮されることにより、地域の諸課題の即効的な解決が期待される。

これまで、総務省においては、「地域ICT利活用モデル構築事業」等により、ICT利活用のモデルの構築に取り組んできたところであるが、今後ICT利活用の成功モデル・事例を全国各地域に本格的に普及・展開していくことが求められている。

「経済危機対策」（平成21年4月10日 「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）においては、「ICTを活用した地域の活性化等（ユビキタスタウンの構築等）」が明記されており、また、デジタル新時代に向けた新たな戦略（三か年緊急プラン）（平成21年4月9日 IT戦略本部）においても、「地域活性化に大きな効果が期待されるユビキタス技術の実用化に向けた取組（ユビキタスタウン構想の推進）を集中的に実施する」こととされている。

このため、ICT関連技術を集中的、効果的に活用して、地域住民が生活利便の向上、安心・安全を実感できる街づくり「ユビキタスタウン」の全国展開を推進するため、各地域におけるICTの導入を支援することを本事業の目的とする。

2. ユビキタスタウン構想推進事業の概要

(1) 交付先

都道府県、特別区、市町村（広域連合、一部事務組合を含む。）及びこれらを含む連携主体並びに第3セクター（以下「地方公共団体等」という。）。

なお、交付先となる地方公共団体等（以下「交付先」という。）は、総務省において、本要領に基づき提出された提案書を審査の上、決定することとなる。

(2) 事業内容

「ユビキタスタウン構想推進事業」（以下「本事業」という。）は、医療、福祉、防災、行政、産業、農業、観光などの様々な分野において、ICTの集中的、効果的な利活用により、地域の安心・安全等の実現に資する地方公共団体等のICT導入に係る一連の取り組み（基盤整備、システム構築・運営、人材研修・育成等）を幅広く支援するものである。

(3) 交付額

1事業につき、4つの交付枠（1億円、5,000万円、3,000万円、1,500万円）のうち、希望するいずれか1つの枠から、事業規模・内容に応じて交付するものとする。

交付下限額1,000万円のため、事業費1,000万円以上の事業を対象とする。

<交付額の考え方>

i) 各自治体から交付希望枠を申請（※4枠のうち、いずれか1つの枠の申請）

1億円枠	（5,000万円超～1億円）	：大規模事業を想定
5,000万円枠	（3,000万円超～5,000万円）	：標準規模事業を想定
3,000万円枠	（1,500万円超～3,000万円）	：中規模事業を想定
1,500万円枠	（1,000万円～1,500万円）	：小規模事業を想定

(注) 事業費（規模）が事業内容から判断して過大となっている場合は、事業費を見直し、交付希望枠を変更することもある

ii) 評価基準（4-（4）参照）に基づき、申請案件を一律に順位づけ

iii) 評価委員会の意見を踏まえ、申請状況、予算額等を勘案しながら採択案件を決定。

- ・それぞれの枠内で、順位の低い案件については、不採択（減額査定）となる
- ・なお、案件を広く採択する場合などは、金額の大きい交付枠ほど、採択基準が厳しくなる

（例）1億円枠と3,000万円枠で、それぞれ、同等評価の案件があったとしても、1億円枠の案件のみ不採択（減額査定）となる可能性

iv) 交付申請額に相当する交付額を受けられなかった場合であっても、事業の成果を確保する観点から、交付額に合わせて、事後的に、大幅な事業費の減額（事業の縮小）を行うことは認めない。

3. 提案手続

(1) 応募資格

以下の要件を満たす市町村等

- ① 地域の多様な主体との連携・協力を確保するため、後述する実施体制を構築すること。
- ② 事業内容の公開、懇談会への提示及び他団体への周知・提供に積極的な貢献が可能であること。
- ③ 複数の主体が連携して実施する場合、各主体の役割と責任が明確に示されていること。
また、代表団体（地方公共団体であることが必須）が定められていること。

(2) 提案書様式

以下の書類をそれぞれの様式に従い作成し、提出するものとする。

- 地域情報通信技術利活用推進交付金交付申請書【別添1】
- 地域情報通信技術利活用推進交付金 実施計画（概要）【別添2】
- 地域情報通信技術利活用推進交付金の実施計画【別添3-1】
- 事業イメージ詳細図【別添3-2】
- 情報通信システム構成図【別添3-3】
- （別紙1）収支見込み【別添3-4】
- （別紙2）支出経費の内訳【別添3-5】
- 見積書【様式適宜】（※）

※見積書については、複数業者からの見積もりの提出を原則とする。もし、1業者の見積もりしか提出できない場合は理由書も併せて提出することとするが、理由内容によっては金額の再精査等を求めることもありうる

(3) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A4（様式自由）で添付することができる。

(4) 提出期間

公募開始の日から、平成21年7月29日（水）までに提案書を提出すること。

(5) 提出部数等

提案書類（提案書及び補足資料）は次の部数を提出すること。

正本：1部、副本：1部

提出に当たっては、CD-R（1枚）等の電子媒体も併せて提出すること。

(6) 提出先・問合せ先

所管する総合通信局等（別紙 1 参照）に持参又は郵送等（※切日の 17 時必着）により提出すること。なお、提案書の返却は行わない。

4. 交付先の選定及び採択

（1）実施地域

実施地域に制限は設けない。

（2）実施テーマ

各地域の創意工夫に基づく ICT の集中的、効果的な利活用によって、地域住民が生活利便の向上、安心・安全を実感できる街づくり（ユビキタスタウン）の実現に資する取り組みであること。

なお、参考までに、「ICT 利活用イメージ」を添付するが、本参考資料はあくまで例示であって、本事業の内容をこれに限定するものではない。

（3）交付先の決定方法

外部の有識者等を構成員とした評価会を開催し、その結果を参考として、総務省において採択案件を決定する。なお、評価に際しては、提案者からのヒアリング等を実施する場がある。

（4）評価基準

選定に当たっては、次に挙げる評価基準項目を基に、総合的に評価を行う。

i) 地域性・独創性

地域の具体的なニーズ・課題に対応するために、住民ニーズや地域固有の実情を的確に反映し、地域ならではの創意工夫に基づいた事業であること

ii) 技術性・先進性

「地域 ICT 利活用モデル構築事業」による ICT 利活用モデル等に準じて、①複数の ICT システムを連携させる、② ICT モデル等を発展的に応用する、③複数市町村間でシステム連携させるなど、機能性、効果性の高い ICT 利活用に資する事業であること

iii) 汎用性

ICT システムの低廉化・共通化（オープンソース化）を図るなど、他地域においても円滑かつ容易に導入・展開できる汎用性の高い事業であること

iv) 安心・安全等の期待される効果

ICTを活用した事業展開により、地域住民が早期に安心・安全、利便向上などを実感でき、また、定量的な指標によりそれを評価できる事業であること

v) 地域経済への波及効果

ICTシステム・機器等の調達などを通して、地域経済への高い波及効果をもたらす事業であること

vi) ICT人材の参画

地域に密着して事業の実施（ICTシステムの導入）をサポート等するICT人材（育成等を含む）を参画させた事業であること

vii) 事業計画の熟度

資金計画、実施体制などを含めて事業計画の熟度が高いものとなっており、財政面、運営体制面から、確実な事業の実施、自律的運営が見込まれ、かつ、費用対効果が高い事業であること

viii) 事業の継続性

事業開始以降、将来にわたって、事業を継続・運営できる事業であること

<評価加点要素>

○ 複数プロジェクトの実施

複数のICTプロジェクトの実施・連携により、相乗効果を発揮させて、地域の安心・安全等などの飛躍的な向上を図る事業

○ 定住自立圏構想等の実施

複数市町村が連携・機能分担する定住自立圏構想を実施（予定含む）等することにより、ICTのメリットが、広域（多くの住民）に及ぶ事業

○ 地域独力でのブロードバンド整備

利活用の前提となるブロードバンドの整備について、自治体負担の生じない民間整備ではなく、ICT交付金等の国庫補助（本交付金を除く）を受けるなどして地域独力で整備を実施（今後の予定も含む）

(5) 追加資料の提出等

交付額の決定は、提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を要請する。

(6) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、交付対象案件を選定した後、当該地方公共団体等に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、評価委員会を通じて最終的な採択決定を行う。採否の結果

は、総務省から総合通信局等を経由して、提案書を提出した地方公共団体等あてに通知する。また、提案内容については、必要に応じて、総務省と交付先で調整の上、修正等を行うことがある。

5. 交付手続

(1) 交付決定までの流れ

採択された案件については、交付額を決定し、交付先に対して交付決定通知を送付する。

(2) 交付金事業の対象経費

交付先は、本事業の実施に必要な経費として、別紙2の費目について支出することができる。

但し、事業趣旨に照らして、基盤整備のみ、人材招へい・育成経費のみ、あるいは、両者のみの申請は原則想定しておらず、仮にこうした申請があった場合は、事業内容の確認を求めるとともに、場合によっては申請を認めないこともありうる。

また、大規模な施設等の整備に該当する経費については、原則として支出できないものとする。

なお、ICT関連機器・設備等をリース又はレンタルにより調達する場合は、事業の継続な運営に必要な措置を講じるとともに、その内容を提案書に記載すること。

(3) 交付金事業内容の変更

交付決定通知を受けた後、交付金事業の内容を変更するときは、総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、交付金事業の目的達成のために創発的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合等、軽微な変更にあってはその限りではない。

(4) 交付金の支払い

交付金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、交付金は原則として、事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、交付金額を確定した後、精算払いにより支払う（特別な事情がある場合には、財務大臣協議等の所定の手続、承認を得た上で、年度途中で概算払いが認められることもある。）。

6. 事業の実施

(1) 実施体制

上記1の目的を達成するためには、本事業の実施に際し、地域の多様な主体との連携・協力体制を構築することが必要となる。このため、交付先においては、以下の体制を整備することとし、総務省に対する実績報告において、これらの体制を整備し、これを円滑に

運営したことが明らかになるような資料（例えば、地域協議会の議事録等）の提出しなければならない。

① 地域協議会等の開催

本事業の内容に地域住民等の意向を反映し、また、事業の継続的な運営を確保するため、地方公共団体を中心として、事業の実施等に必要な各方面の主体（例：住民代表、NPO、学識者、地元企業など）を幅広く含んだ検討の場（地域協議会等）を設けて事業を実施することを原則とする。

地域協議会等は、ICTシステムの仕様の決定のほか、事業を継続的に運営するための体制、費用負担の在り方、課題解決のための具体的な行動計画、役割分担等について検討する。

なお、既存の組織を活用することも可能であり、また、事業の円滑な開始に支障がないよう、速やかな設置、開催等が行われることが必要であるが、提案書の作成時点においては、設置予定とすることも可能である。

② プロジェクト・リーダーの決定

交付先は、本事業の実施に際し、事業の全体を統括するプロジェクト・リーダーを決定し、総務省に報告することとする。プロジェクト・リーダーは、事業の進捗管理等全体を統括し、総務省の求めに応じて随時説明を行うとともに、本事業のノウハウ・成果の全国展開に協力するものとする。

なお、上記の役割を適正に担える者であれば、地方公共団体等の職員や当該地域の住民である必要はなく、また、必ずしも組織の責任者であることを要しない。

(2) 財産管理等について

取得財産等については、取得財産等管理台帳によって管理すること。また、交付金事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

処分制限期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

また、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を国に納付させることがある。

7. 報告

(1) 実績報告

交付先は、交付を受けた期間の属する年度の3月末日までを目途に、別に定める様式に基づき、実績報告書を総務省に提出しなければならない。提出した実績報告書に係る知的財産権等の権利は全て総務省に帰属するものとする。

なお、交付金の交付後、実績報告に先立ち、事業の進捗状況等の確認を行うことがある。

(2) 事後報告

交付先においては、本事業の目的を達成するため、実績報告を行った後も、事業の継続的な運営に取り組み、適宜、総務省の求めに応じて、ユビキタスタウン構想の推進に向けた定量的効果データや課題等について、別に定める様式により総務省に報告を行うものとする。

8. スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成21年8月中旬～下旬	外部有識者による評価会、財務省協議を経て、交付先を決定
9月上旬	採択決定通知の送付
平成22年3月末	実績報告

9. その他

本事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）で公開するものとする。

10. 実施要領に関する問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 推進係
〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
中央合同庁舎第2号館

電話 : 03-5253-5756

ファックス : 03-5253-5759

e-mail : ubi.town@ml.soumu.go.jp

問い合わせ・提出先

<p>(北海道)</p> <p>北海道総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒060-8795 札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎 担当：島、鬼丸 電話：011-709-2311(内 4716)／ファックス：011-709-2482 e-mail：chousei-k@soumu.go.jp</p>	<p>(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)</p> <p>近畿総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒540-8795 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 担当：宮崎、為實 電話：06-6942-8522／ファックス：06-6920-0609 e-mail：ict-kinki@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)</p> <p>東北総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒980-8795 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 担当：佐々木、小山 電話：022-221-7432／ファックス：022-221-0613 e-mail：sinkokikaku-toh@ml.soumu.go.jp</p>	<p>(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)</p> <p>中国総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36 担当：吉田、赤崎 電話：082-222-3324／ファックス：082-502-8152 e-mail：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)</p> <p>関東総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1 担当：中村、三村 電話：03-6238-1694／ファックス：03-6238-1699 e-mail：kanto-suisin@soumu.go.jp</p>	<p>(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)</p> <p>四国総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒790-8795 松山市宮田町 8-5 担当：三好、金子 電話：089-936-5061／ファックス：089-936-5014 e-mail：shikoku-chiiki@soumu.go.jp</p>
<p>(新潟県、長野県)</p> <p>信越総合通信局情報通信部電気通信事業課情報通信振興室 〒380-8795 長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎 担当：松井、田中 電話：026-234-9933／ファックス：026-234-9999 e-mail：shinetsu-event@soumu.go.jp</p>	<p>(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)</p> <p>九州総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒860-8795 熊本市二の丸 1-4 担当：赤瀬、渡邊 電話：096-326-7833, 7309／ファックス：096-326-7829 e-mail：h-shinkou@soumu.go.jp</p>
<p>(富山県、石川県、福井県)</p> <p>北陸総合通信局情報通信部電気通信事業課情報通信振興室 〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎 担当：中野、赤丸 電話：076-233-4431／ファックス：076-233-4499 e-mail：shinkou@hokuriku-bt.go.jp</p>	<p>(沖縄県)</p> <p>沖縄総合通信事務所情報通信課 〒900-8795 那覇市東町 26-29-4 F 担当：今井、瀬底 電話：098-865-2304／ファックス：098-865-2311 e-mail：okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)</p> <p>東海総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館 担当：竹下、星野 電話：052-971-9404, 9405／ファックス：052-971-3581 e-mail：tokai-shinko@soumu.go.jp</p>	

交付対象経費の範囲

交付対象 経費の区分	内 容	下限額
設置工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT関連システムの基盤の整備に要する経費 (サーバ、ネットワーク機器、情報通信端末、伝送路設備、電源設備等の購入費、使用料、設置に係る工事費(用地の取得に要する経費を除く。)及びこれらに類する経費) 	交付 1 件当たりの交付決定の額は 1,000 万円を下限とする。
開発・運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT関連システムの構築・改修に要する経費 (プログラム開発等の役務費、電子計算機使用料、ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む)及びこれらに類する経費) ・ その他事業を実施するために必要な事務費 	
人材育成・ 招へい費	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT関連システムを活用した事業を実施するために必要な人材育成・派遣に要する経費 (人材育成のための講師諸謝金、事業運営に必要な人材招へい費及びこれらに類する経費) 	

※ 地方公共団体の職員の人件費、旅費等は交付対象経費とならない

地域情報通信技術利活用推進交付金交付要綱

(通則)

第1条 地域情報通信技術利活用推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、都道府県、特別区、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、それらを含む連携主体（交付金に係る事務の処理をその代表となる地方公共団体に委任をして実施することを約した複数の都道府県、特別区、市町村又は法人をいう。以下同じ。）又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）が、地域の知恵と工夫を生かし、情報通信技術（以下「ICT」という。）を導入・活用するための事業を実施することにより、地域情報化の推進を図ることを目的とする。

(交付先)

第3条 この交付金は、都道府県、特別区、市町村、それらを含む連携主体又は第三セクター法人（以下「地方公共団体等」という。）に対し、その申請に基づき、有識者による評価を経て交付する。

(交付金事業)

第4条 この交付金を充てることができる事業は、地方公共団体等が、地域の知恵と工夫を生かし、ICTを導入・活用する等して、地域における諸課題を解決するための事業（他の法律又は予算制度（平成21年5月29日府地活第11号、総行政第185号、21文科政第6011号、厚生労働省発会第0529002号、21農振第447号、平成21・05・27財地第1号、国総政第17号、環水大自発090529001号に基づく地域活性化・経済危機対策臨時交付金を除く。）に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業を除く。）（以下「交付金事業」という。）で、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) ICT関連システムの基盤の整備に関するもの
- (2) ICT関連システムの構築・改修に関するもの
- (3) ICT関連システムを活用した事業を実施するために必要な人材育成・派遣等に関するもの。

(交付金額、交付対象経費)

第5条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、地方公共団体等が交付金事業を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で、かつ、事業規模、事業内容に応じて、原則として、1億円、5,000万円、3,000万円、1,500万円のいずれかを交付するものとする。但し、申請額が交付金額に満たない場合は、当該差額は交付しない。

2 交付対象経費は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 地方公共団体等は、交付金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする地方公共団体等は、前項の交付金の交付の申請をするに当たっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(実施計画の策定)

第7条 この交付金を受けようとする地方公共団体等は、次に掲げる事項を記載した実施計画を作成し、大臣へ提出しなければならない。

- (1) 交付金事業の内容
- (2) 計画の対象地域
- (3) 交付金事業のスケジュール
- (4) 交付金事業の目標
- (5) 交付金事業の総事業費
- (6) その他必要な事項

2 大臣は、地方公共団体等の長から前項の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該地方公共団体等に対して通知する。

3 前2項の規定は、実施計画を変更する場合に準用する。

(実施計画の事後評価)

第8条 地方公共団体等は、交付金事業の終了後に、整備計画の達成状況等について評価を

行い、これを公表するとともに、大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、地方公共団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

(交付決定)

第9条 大臣は、第6条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、地域情報通信技術利活用推進交付決定通知書（様式第2号）により地方公共団体等に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 交付金の交付決定通知を受けた地方公共団体等（以下「交付金事業者」という。）は、前条の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があるときは、交付金の交付申請を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知があった日から起算して20日以内に、地域情報通信技術利活用推進交付金交付申請取下げ届出書（様式第3号）を大臣に提出しなければならないものとする。
- 3 第1項の規定により申請を取り下げたときは、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付金事業の変更)

第11条 交付金事業者は、交付金の交付決定の通知を受けた後において、交付金事業の内容を変更するときは、あらかじめ、地域情報通信技術利活用推進交付金事業変更承認申請書（様式第4号）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 交付金事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 交付金事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、交付金事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合
- (3) 交付金事業の目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

(交付金事業の中止又は廃止)

第12条 交付金事業者は、交付金事業を中止又は廃止しようとするときは、地域情報通信技術利活用推進交付金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金事業の事故の報告)

第13条 交付金事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合には、速やかに地域情報通信技術利活用推進交付金事業事故報告書(様式第6号)により大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付金事業の実施状況報告)

第14条 交付金事業者は、交付金事業の遂行状況について大臣の要求があったときは、速やかに地域情報通信技術利活用推進交付金事業実施状況報告書(様式第7号)を大臣に提出しなければならない。

(交付金事業の実績報告)

第15条 交付金事業者は、交付金事業が完了したときは、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、地域情報通信技術利活用推進交付金事業実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)を大臣に提出しなければならない。

- 2 交付金事業者は、交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了したときには、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 交付金事業者は、第1項の報告を行うに当たり、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第16条 大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る交付金事業の実績が交付決定の内容(第11条に基づく承認をした場合には、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、地域情報通信技術利活用推進交付金の額の確定通知書(様式第9号)により、交付金事業者に通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする交付金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 大臣は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、地域情報通信技術利活用推進交付金返還命令通知書(様式第10号)により、その超える部分の額に相当する交付金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限

内に納付されない場合には、大臣は、未納額についてその未納期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

第17条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、地域情報通信技術利活用推進交付金精算(概算)払請求書(様式第11号)を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 大臣は、第12条の規定による交付金事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第9条の決定の内容(第11条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付金事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付金事業者が、交付金を交付金事業以外の事業に使用した場合
- (3) 交付金事業者が、交付金事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 第9条の交付決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合(第1項第4号の場合を除く。)には、その命令に係る交付金を交付金事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の返還及び前項の納付の期限については、第16条第4項の規定を準用する。

5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第19条 交付金事業者は、交付金事業の完了後に、消費税の申告により交付金に係る消費

税仕入控除額が確定した場合には、速やかに様式第 12 号の報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 3 第 16 条 4 項の規定は、前項の返還について準用する。

(交付金事業の経理等)

第 20 条 交付金事業者は、交付金事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付金事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の会計帳簿とともに事業の完了した日（第 12 条の規定による交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間、保存しなければならない。

(財産の管理等)

第 21 条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 交付金事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第 13 号）を備え管理しなければならない。
- 3 交付金事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 15 条に定める報告書に取得財産等明細表（様式第 14 号）を添付しなければならない。
- 4 大臣は、交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 22 条 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものとする。

- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 交付金事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 15 号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(財産処分の承認の例外)

第 23 条 前条第 3 項の規定による財産処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定

める基準に該当する取得財産の処分（取得価格が単価50万円以上のものに限る。）であって交付金事業者が様式第15号による届出書を大臣に提出した場合は大臣の承認があったものとみなす。

ただし、同項の届出書において、記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

（契約）

第24条 交付金事業者（都道府県、特別区及び市町村を除く。）は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當な場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（書類の提出）

第25条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、当該地方公共団体等の所在地を管轄区域とする総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して、大臣に提出するものとする。

（その他）

第26条 この要綱に定めるもののほか、交付金事業の実施に関し必要な事項は、大臣が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月29日から適用する。

別表（第5条関係）

交付対象 経費の区分	内 容	下限額
設置工事費	・ ICT関連システムの基盤の整備に要する経費 （サーバ、ネットワーク機器、情報通信端末、伝送 路設備、電源設備等の購入費、使用料、設置に係 る工事費（用地の取得に要する経費を除く。）及 びこれらに類する経費）	交付1件当た りの交付決定の 額は1,000 万円を下限とす る。
開発・運営費	・ ICT関連システムの構築・改修に要する経費 （プログラム開発等の役務費、電子計算機使用料、 ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）及び これらに類する経費） ・ その他事業を実施するために必要な事務費	
人材育成・ 招へい費	・ ICT関連システムを活用した事業を実施するた めに必要な人材育成・派遣に要する経費 （人材育成のための講師諸謝金、事業運営に必要な 人材招へい費及びこれらに類する経費）	

総務大臣 殿

都道府県知事／区市町村長 印（注1）

地域情報通信技術利活用推進交付金交付申請書

標記について、地域情報通信技術利活用推進交付金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）地方公共団体を含む連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、・・・及び・・・）代表
都道府県知事／区市町村長 印 等
と記載すること。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金事業の目的
- 3 交付を受けようとする交付金の額 金 千円
- 4 交付金事業の概要 別紙
- 5 添付書類
 1. 交付金事業に要する経費の見積書
 2. 交付金事業を都道府県・区市町村（以下「地方公共団体」）の連携主体が行うものについては、
 - ① 当該交付金事業を行う連携主体を構成するすべての地方公共団体等を列挙したものの
 - ② 本様式に従って交付申請書を提出する地方公共団体が、当該交付金事業を行う連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注2）

（注2）連携主体を構成するすべての地方公共団体等が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する証書

交付金事業の概要

都道府県・区市町村名（第3セクター名）及び代表者氏名（注1）	
設備の設置場所	
着手予定日	
完了予定日	

事業の概要 (注2)	
---------------	--

(単位：千円)

事業費等	収入		支出	
	交付金		設置工事費	
	一般財源		開発・運営費	
	その他		人材育成・招へい費	
	合計		合計	

備考	
----	--

(注1) 地方公共団体を含む連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、・・・及び・・・）代表

都道府県知事／区市町村長 印 等

と記載すること。

(注2) 交付金事業を都道府県・区市町村（以下「地方公共団体」）を含む連携主体が行う場合は、複数の地方公共団体でまたがる区域で、設備の設置が行われる事業であることが分かるような概念図を付すること。

番 号
平成 年 月 日

都道府県知事／区市町村長（注）

総務大臣

印

地域情報通信技術利活用推進交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号の地域情報通信技術利活用推進交付申請書により申請のあった地域情報通信技術利活用推進交付金（以下「交付金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事／区市町村長 等
と記載すること。

記

1 交付金の額 金 千円

2 交付の条件は、別紙のとおりとする。

別紙（様式第2号関係）

- (1) 適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2) 交付金事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、地域情報通信技術利活用推進交付金交付要綱に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 交付金事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 交付金事業の遂行状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに実施状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 交付金事業が完了したとき（交付金事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了したときには、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 交付金事業の経理については、交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
- (9) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (10) 取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- (11) 当該年度に取得財産等があるときは、第15条に定める報告書に取得財産等明細表を添付しなければならない。
- (12) 大臣は、交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を国に納付させることがある。
- (13) 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。
- (14) 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- (15) 前号の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- (16) (12)の規定は、前号の承認をする場合において準用する。

番 号
平成 年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事／区市町村長 印（注）

地域情報通信技術利活用推進交付金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった地域情報通信技術利活用推進交付金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により同交付金 千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事／区市町村長

印 等

と記載すること。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由

総務大臣 殿

都道府県知事／区市町村長 印（注）

地域情報通信技術利活用推進交付金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定された地域情報通信技術利活用推進交付金事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事／区市町村長

印 等

と記載すること。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 変更する事業内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が交付金事業に及ぼす影響
- 5 変更による事業費の変更

（単位：千円）

経費区分	変更前	変更後
設置工事費		
開発・運営費		
人材育成・招へい費		
合計		

- 6 交付金の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、交付金交付決定の通知を受けた後において、交付金事業の内容を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする交付金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする金額 金 千円

交付金所要額－消費税仕入控除税額＝交付金金額

番 号
平成 年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事／区市町村長 印（注）

地域情報通信技術利活用推進交付金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定された地域情報通信
技術利活用推進事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、申請します。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事／区市町村長

印 等

と記載すること。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 中止（廃止）する事業内容
- 3 中止（廃止）理由
- 4 中止期間又は廃止年月日

番 号
平成 年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事／区市町村長 印（注）

地域情報通信技術利活用推進事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定された地域情報通信
技術利活用推進交付金事業について、下記の事故が発生したので、報告します。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事／区市町村長

印 等

と記載すること。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金事業の現在の進捗状況
- 3 事故の内容及びその原因
- 4 現在までに要した経費
- 5 事故に対してとった措置
- 6 交付金事業の遂行及び完了の予定

番 号
平成 年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事／区市町村長 印（注）

地域情報通信技術利活用推進交付金事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定された地域情報通信技術利活用推進交付金事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事／区市町村長

印 等

と記載すること。

記

1 交付金事業の名称

2 交付金事業状況表

（単位：千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
設置工事費					
開発・運営費					
人材育成・招へい費					
合計					

3 実施状況

着手日	
事業の実施状況	

番 号
平成 年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事／区市町村長 印（注）

地域情報通信技術利活用推進交付金事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定された地域情報通信技術利活用推進交付金事業の実績について、下記のとおり報告します。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事／区市町村長

印 等

と記載すること。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金事業の交付金実績額
- 3 交付金事業の実施状況

都道府県知事／区市町村代表者氏名	
着手日	
完了日	

4 事業の成果、効果

事業の成果、効果	
----------	--

5 交付金事業収支総括表

(単位：円)

事業費等	収入		支出	
	交付金		設置工事費	
一般財源		開発・運営費		
その他		人材育成・招へい費		
合計		合計		

6 交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする交付金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする金額 金 千円

交付金所要額－消費税仕入控除税額＝交付金金額

添付書類

- 1 交付金事業に要した経費の総括表
- 2 交付金事業代金等の請求書又は同領収書の写し
- 3 その他事業の成果がわかるもの

様式第9号（第16条第1項関係）

番 号
平成 年 月 日

都道府県知事／区市町村長（注）

総務大臣

印

地域情報通信技術利活用推進交付金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号の地域情報通信技術利活用推進交付金
事業実績報告書により報告のあった地域情報通信技術利活用推進交付金については、補助
金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規
定により、交付金の額を下記のとおり確定したので通知する。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事／区市町村長 』等
と記載すること。

記

交付金の額は、金 千円とする。

番 号
平成 年 月 日

都道府県知事／区市町村長（注）

総務大臣

印

地域情報通信技術利活用推進交付金返還命令通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって確定（取消）の通知をした地域情報通信技術利活用推進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化法に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、すでに交付されている金額の当該超える金額について、下記のとおり返還することを命ずる。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事／区市町村長 」等
と記載すること。

記

1 返還額 金 円

2 返還期限 平成 年 月 日

番 号
平成 年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事／区市町村長 印（注）

地域情報通信技術利活用推進交付金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の決定通知のあった地域情報通信技術利活用推進交付金の精算払（概算払）を受けたいので、下記金額を請求します。

（注）地方公共団体の連携主体等にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事／区市町村長

印 等

と記載すること。

記

1 請求金額 金 千円

2 内訳

（精算払の場合）

（単位：千円）

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求額 ①－②
設置工事費				
開発・運営費				
人材育成・招へい費				
合計				

（概算払の場合）

（単位：千円）

経費区分	交付決定額 ①	前回までの概算 払受領額②	今回請求額 ③	残額 ①－②－③
設置工事費				
開発・運営費				
人材育成・招へい費				
合計				

番 号
平成 年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事／区市町村長 印（注1）

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

地域情報通信技術利活用推進交付金交付要綱第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注1）地方公共団体の連携主体等にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事／区市町村長

印

」等

と記載すること。

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 交付金額（交付要綱第16条による額の確定額） | 円 |
| 2 交付金の確定時における消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 円 |

（注2）別紙として積算の内訳を添付すること。

取得財産等管理台帳（平成 年度）

（単位：円）

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

注2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

注3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

取得財産等明細表（平成 年度）

（単位：円）

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

注2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

注3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

総務大臣 殿

都道府県知事／区市町村長

印（注1）

申請
地域情報通信利活用推進交付金に係る財産処分届出書

平成 年度において、地域情報通信技術利活用推進交付金事業により取得した施設の
財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり 申請します。
届け出ます。

（注1）地方公共団体の連携主体等にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事／区市町村長

印

」等

と記載すること。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

（1） 施設の名称

（2） 施設設置者（事業主体）の名称

（3） 施設の所在地

（4） 事業費

（ア） 地域情報通信利活用推進交付金

（イ） 事業主体負担金

4 処分の概要

（1） 処分しようとする相手方（注2）

（2） 処分しようとする財産の範囲

（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）

（3） 処分の期間（注3）

(4) 処分の条件(注2)

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費(維持管理費を含む。)見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月30日総官会第790号)に定める額を記入する。

(注2) 取壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

(注3) 譲渡、取壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

5 添付書類

(1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し

(2) その他参考資料

地域情報通信技術利活用推進交付金交付要綱について【補足事項】

1 財産の処分制限期間について

交付要綱第22条第2項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）が定めるところによるものとする。

2 交付要綱第23条で定める「大臣が別に定める基準」は次のとおりとする。

- (1) 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取り壊し並びに建物以外の工作物を取り壊し及び設備の廃棄による財産処分である場合。
- (2) 整備事業者と同一の市町村（市町村の属する都道府県を含む。）及び市町村の連携主体と同一の市町村への無償による転用のための財産処分である場合。

3 その他

交付要綱に定める様式第1号から様式第15号までの用紙は、電子ファイルで申請する場合も含め、日本工業規格A列4番によるものとする（添付書類等を除く。）。